

予算委員会文教厚生分科会会議録（要点筆記）

令和8年6月22日（月）

午後1時49分 開議

○委員長（竹内功治）

ただいまから文教厚生分科会を開きます。本日、所管外委員が1名出席しております。議案第44号中、当分科会が所管する事項を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○生活援護課長（森下貴仁）

生活援護課所管分について、補足説明します。

歳出につきまして、議案書60ページ、61ページをお願いします。3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費の909万4,000円の追加は、最高裁判所の判決を踏まえた保護費の追加給付に必要なシステム改修等の費用になります。対象となるのは、現在も半田市で生活保護を受給されている534世帯と、すでに市外へ転出されている世帯や保護が廃止されている616世帯の、計1150世帯です。現在も生活保護を受給されている世帯に対しては、7月末に追加給付が行えるよう準備を進めていきます。

2目扶助費の7,360万円の追加は、この1,150世帯に対する19節扶助費の追加分であり、国から示された追加給付所要額算定ツールを用いて計算したものです。以上で生活援護課の補足説明を終わります。

○高齢介護課長（木村智恵子）

高齢介護課所管分の補足説明はありません。以上をもちまして、福祉部所管分の補足説明とします。

○こども未来部長（間瀬恒幸）

こども未来部所管分の補足説明については、こども育成課長が説明を行う予定でしたが、不在のため、代わりに私から申し上げます。こども育成課所管分の補足説明はありません。

○子育て相談課長（間瀬小夜子）

子育て相談課所管分の補正予算について説明します。議案書60ページ、61ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の13万6,000円の追加は、17節備品購入費です。障害児支援のために昨年度いただいた寄附金を原資とする基金からの繰入金を財源に、ふたば園の親子療育で使用する運動用マットを購入するものです。

○保育幼稚園課長（前田成久）

保育幼稚園課所管分の歳出について補足説明します。議案書は60、61ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童福祉費の説明欄、50民間保育所運営事業の2,766万4,000円の増は、12節委託料、民間保育所運営委託料の増額によるものです。民間保育所の建て替えに伴う旧花園保育園での

保育事業については、これまで仮園舎での保育として令和6年度および令和7年度の委託料を算定し支出していました。しかし、令和8年2月に愛知県から遡及して分園としての承認が下りたことにより、公定価格から算定する給付費が増額することとなったため、その差額を補正予算に計上するものです。公定価格の算定上、仮園舎では施設そのものが変わるわけではないため本園の基準がそのまま引き継がれますが、分園は独立した一つの施設として算定されるため公定価格の適用単価が上がります。これにより、遡及して委託料が増額となるものです。

次に、同款同項4目保育園費の説明欄、02市立保育園管理運営費の80万4,000円の増は、寄附金を財源に保育事業用備品を購入するものです。案件は2件あります。1件は、匿名の方から東保育園の保育充実のために頂戴した寄附金10万円を、保育用備品であるボールプール購入の財源とするものです。もう1件は、昨年度に障がい児福祉のために頂戴し社会福祉基金に積み立てていた寄附金のうち、70万4,000円を取り崩して、身体の発達に心配のある未就園児を対象としたPちゃん組のある岩滑こども園の遊具周辺に敷くラバークッションマットを購入するものです。

次に、議案書は64、65ページをお願いします。9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費の説明欄、02市立幼稚園管理運営費の124万5,000円の増は、先ほど説明しました社会福祉基金を取り崩して備品を購入するものです。購入する備品は、半田幼稚園と乙川幼稚園で実施している特別支援通級「うさぎ組」で使用するものです。半田幼稚園ではスクーターボード、室内クライミングセット、ジャンボマットを、乙川幼稚園ではスペースブロック、室内クライミングセットを購入します。

次にその下、10幼稚園改修事業費の56幼稚園施設計画的改修事業、14節工事請負費、施設改修工事の975万7,000円の追加は、今年度実施予定の半田幼稚園の屋上防水改修工事において、ナフサの供給不足に伴う防水材価格の高騰により工事費の不足が見込まれることから、その不足分を増額するものです。

次に、歳入の補足説明を行います。議案書を54ページ、55ページをお願いします。16款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、5節幼稚園費補助金、05細節教育支援体制整備事業費交付金379万5,000円の追加です。これは、幼児期および幼保小接続期の保育の充実を図るとともに、円滑な接続を図る体制を整え、幼保小の架け橋プログラムの推進を図ることを目的として、事業推進に係る費用の一部に対して交付されるものです。具体的には、架け橋期のカリキュラム策定や、幼児教育アドバイザーの人件費に係る費用に充てられます。なお、歳出予算は当初予算に計上済みの人件費であるため、歳出の3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費および9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費の職員給等へ財源更正を行うものです。

次に、議案書58、59ページをお願いします。22款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節民生費雑入の82民間保育所補助金過年度返還金です。歳出でご説明しました委託料が増額変更されたことに伴い、民間保育所へ市独自で補助していた長

時間保育にかかる費用も再算定する必要が生じました。市独自の長時間保育に係る民間保育所運営費補助金は、公定価格で賄われる人件費を超える部分に対して補助金を交付していますが、公定価格で賄われる部分の人件費が遡及して増額となったことで、市独自補助金分が減額となり、過年度分の補助金を返還してもらうものです。保育幼稚園課の説明は以上です。

以上をもちまして、こども未来部所管の補正予算の補足説明を終わります。

○学校教育課長（内藤誠）

続きまして、教育部が所管する補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書６４、６５ページをお願いします。歳出９款教育費、３項中学校費、１目学校管理費の説明欄０２－０１中学校管理運営事業の１６節公有財産購入費４，８１６万７，０００円の追加は、半田中学校の北側に隣接する民有地９８３平方メートルを購入するものです。今後、半田中学校更新事業を進めるにあたって学校用地として一体的に整備をし、現在、職員駐車場として借り受けている民有地の借地契約を解消しようとするものです。説明は以上です。

○生涯学習課長（石島陽子）

補正予算にかかる生涯学習課の補足説明はありません。

○スポーツ課長（門田和博）

スポーツ課所管分の補足説明はありません。

○博物館長（中村省吾）

博物館所管分の補足説明はありません。

○委員長（竹内功治）

補足説明を終わります。ただいまから質疑を行います。まず所管委員の質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○中村和也委員

議案書６０、６１ページの生活保護費のところで、システム改修費が４３６万１，０００円計上されています。今回、最高裁の判決を受けて追加給付をするにあたり、どのようなシステム改修を行う必要があるのか、また、なぜこれほどの費用がかかるのか伺います。

○生活援護課長（森下貴仁）

今回、システムエンジニアの作業として１３．５日分を算出しております。主な内容としては、平成２５年８月から令和８年３月までに半田市で生活保護を受給されていた方を対象として抽出する作業があり、そのデータ抽出に費用を要するものです。受給当時の年齢、世帯構成、受給期間によって算出額が異なりますので、それらの膨大なデータを抽出・整理する作業となります。

○中村和也委員

対象者を絞り込むためのデータ整備や抽出にこれだけの費用がかかるということですが、これはシステム改修というよりは、データの抽出・整備費用という認識でよろしいですか。

○生活援護課長（森下貴仁）

その通りです。対象データの抽出には非常に時間を要します。抽出したデータを国が提示した計算ツールに当てはめて追加給付額を算出するために必要な生活保護システムの改修およびデータ抽出作業を行うものです。

○中村和也委員

データを抽出して計算システムに取り込むという作業は、市の職員で対応することはできないほど難しい作業なのですか。

○生活援護課長（森下貴仁）

生活保護システムには、受給者の基本情報だけでなく、過去の給付状況や各種加算情報が複雑に蓄積されています。生活保護基準は当時の年齢や世帯構成によって細かく異なるため、単純に対象者を抜き出すだけでなく、非常に複雑な抽出条件を設定してデータを取り出す必要があります。そのため、職員の手で対応することは困難であり、専門的な作業として委託するものです。

○委員長（竹内功治）

他にご質疑ありませんか。

○山田清一委員

何点かお聞きします。まず61ページの民間保育所の遡及認定の経緯について、これは当初から分園として認可を受ける予定だったのか、それとも制度上の整理が後から必要になったからなののでしょうか。

○保育幼稚園課長（前田成久）

当初、令和4年頃に愛知県と協議した段階では、仮園舎での運営ということで届け出を出す方向でした。その後、令和5年に入ってから、仮設園を分園として認可申請を行う方向で県に申請書を提出し協議を重ねてまいりましたが、最終的に令和7年度末頃に県からの承認が下りました。そのため、元々は仮園舎の基準で支払っていた委託料について、遡及して分園の基準で支給することとなり、今回差額の増額分を計上するものです。

○山田清一委員

今後、同じような遡及認定に伴う補正予算が発生しないよう、どのような対策をとられますか。

○保育幼稚園課長（前田成久）

今回、愛知県としても仮設園を分園として承認する前例がなかったため、国への判断照会等に時間を要しました。今後は、同様の事例が生じた際には速やかに国や県と密に連携・協議を進め、迅速な制度適用がなされるよう努めていきます。

○山田清一委員

次に、64ページから67ページの各種施設改修工事について、板山小学校をはじめとする小中学校や、その他の多くの工事で原材料価格高騰による増額補正が行われていますが、それぞれの当初事業費に対する上昇率はどのくらいでしょうか。

また、65ページの半田中学校北側の土地購入について、なぜこの隣接地を購入することになったのか、これまでの経緯と購入面積、今後の学校整備における活用

方法、そして現在職員駐車場として借りている土地の年間借地料はいくらだったのか、あわせてお答えください。

○学校教育課長（内藤誠）

まず、ナフサ等の原材料高騰に伴う改修工事費の上昇率について、学校教育課所管分からお答えします。事業ごとの工法や使用する防水材の数量によって異なりますが、工事費全体に対する上昇率でお話しします。板山小学校は約２％の上昇率です。中学校は２校あり、青山中学校の体育館が約８％の上昇、成岩中学校の校舎が約２１％の上昇となっています。成岩中学校の上昇率が高いのは、校舎屋上の防水工事において、ナフサを原料とする防水シートの使用数量が多いことが要因です。

○生涯学習課長（石島陽子）

公民館の改修工事に関する上昇率については、当初予算に対して約２２％の増となっています。

○保育幼稚園課長（前田成久）

半田幼稚園の屋上防水改修工事における上昇率は、工事費に対して２１．６％です。こちらも、防水材の値上がりが主な要因です。

○博物館長（中村省吾）

博物館の防水工事の上昇率は、当初の工事費に対して約１３％です。

○スポーツ課主幹（河合信二）

半田運動公園の施設改修工事においては、資材高騰による上昇分は当初に対して約１１％となっています。

○学校教育課長（内藤誠）

続きまして、半田中学校北側の土地購入についてお答えします。まず、今回購入する土地は、現在駐車場として無償で借り受けている土地とは別の土地になります。購入予定地は、半田中学校の北側に隣接する生産緑地です。この土地の所有者が高齢となり農業の継続が困難となったため、生産緑地法に基づき市に対して買い取りの申し出がなされました。買い取り自体に法的な義務があるわけではありませんが、今後の学校整備計画を見据えて買い取る判断をしたものです。面積は９８３平方メートルです。今後の活用方法ですが、半田中学校は将来的に校舎の全面改修・更新事業を控えております。現在、亀崎小学校の改修が進んでおり、次に乙川東小学校、その次に半田中学校を予定しておりますので、その更新事業の際に一体的に整備を行い、有効活用していきたいと考えています。最後に、現在職員駐車場として借り受けている土地の借地料ですが、こちらは所有者の方のご厚意で無償で提供いただいております。その代わりに市として固定資産税の減免措置を行っている状況です。

○委員長（竹内功治）

他にご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですので、続いて所管外委員の質疑を行います。所管外委員の持ち時間は、当分科会が所管する全議案の質疑と答弁を合わせて、１人７分以内でお願いします。それではご質疑ありませんか。

○有留麻由委員

議案書 61 ページの生活保護の扶助費について伺います。追加給付の対象は、半田市で現在も受給されている世帯だけでなく、すでに転出された方や保護を廃止されている世帯が 616 世帯含まれているとのこと。現在受給中の方へはプッシュ型で給付を進めるとのことですが、転出や廃止された方の中には、連絡先や口座情報が不明な方もおられると思います。そうした方々に対しても丁寧かつ迅速な給付が必要と考えますが、どのようにアプローチし対応されるのか伺います。

○生活援護課長（森下 貴仁）

すでに転出されている方や保護を廃止されている世帯については、対象者からの給付の申し出を起点として追加給付を行います。周知については、現在国が広報チラシ等の準備を進めておりますので、その動きと並行して市ホームページや広報誌等でも積極的な情報発信を行い、8 月から円滑に申し出が受け付けられるよう準備を進めていきます。

○有留麻由委員

国が 8 月から行う広報やチラシ等の配布に合わせ、半田市としても対象者に向けて個別に案内を送付するなどの直接的なアプローチをされるのでしょうか。それとも、基本的には対象者自身が市の広報等を見て自主的に申し出てもらう形になるのでしょうか。そのあたりの周知方法をもう少し詳しく教えてください。

○生活援護課長（森下貴仁）

保護を廃止されてから相当な年月が経過している方もおりますので、現在の住所やご存命かどうかの把握が難しいケースがあります。そのため、まずは国が主導して 8 月から全国的な広報を行うことになっておりますので、市としてもその動きに合わせ、ホームページや広報誌等を通じて該当する可能性がある方からの問い合わせや申し出を幅広く受け付ける体制を整えていきます。

○委員長（竹内功治）

これで質疑を終わります。

以上で当分科会に送付されました案件の審査はすべて終了しました。これをもちまして、文教厚生分科会を閉会します。

午後 2 時 18 分 散会